

## 【安全衛生管理】 合図・確認の徹底で安全確保

全国で発生しているクレーン等の機械に関係した労働災害のうち、死亡災害をみるとクレーンや移動式クレーンに関わるものが約30%を占める状況にあります。これらの災害の多くは玉掛けした荷の運搬中の落下や、作業者に荷が激突することにより発生しています。この種の災害原因の多くは作業環境や荷の状態の確認の不履行および作業者間の合図の不徹底が誘因となっています。

### 1. 合図

#### 1-1 合図とは

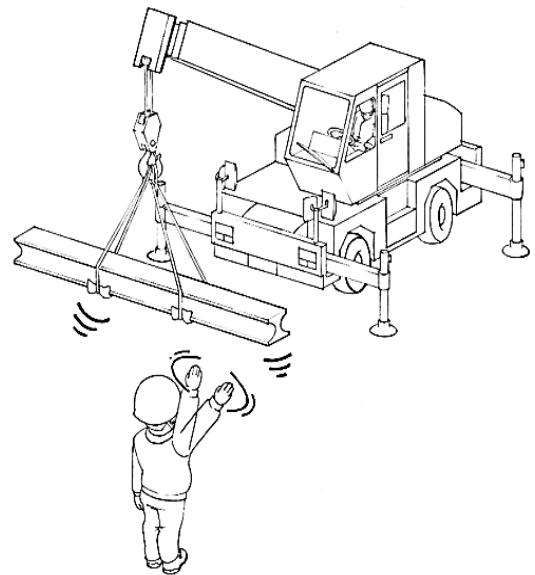
合図は手、笛、旗、声による方法があります。合図者は特に資格を必要としませんが、クレーンオペレーターは合図者の合図のとおりにより操作するため、合図がしっかり行われないと事故を起こすので、合図法を熟知した人を選任し、行う必要があります。

#### 1-2 合図の種類

合図にはさまざまな種類がありますが、クレーン運転士免許の資格試験や、玉掛け特別教育、技能講習などで習得するのが一般的です。

- ・手による合図法：クレーン運転士と玉掛け作業者の距離が近い場合の方法
- ・笛による合図法：手による合図と併用するが多い方法
- ・旗による合図法：笛と併用するが多い方法。
- ・無線による合図法：タワークレーンなどのクレーン運転士と、玉掛け作業者ととの距離が遠い場合には、手や笛の合図が届かないため、無線を通して合図を送る方法。

何れも「合図者から見た左右ではない」という点に留意しましょう。



### 2. 確認

#### 2-1 確認とは

合図と確認は一連の行動です。確認とは合図をして、それが本当に関係者全員に伝わったかどうか判断する行動です。相手に正しく伝わらなければ合図したことになりません。

#### 2-2 確認（応答）の方法

確認（応答）とは、合図を受けたときに内容を了解したかどうか発信した合図者に伝える行動です。電話やメールの返事と同じです。その方法は一定の形を予め決めておき、関係者全員に周知することが重要です。作業場の環境に相応しい方法で、合図を復唱するのが一般的です。

#### 2-3 作業開始前の状況確認

- ① 現場に災害の危険がないか、現在は見えていないものまで推測する。確認された場合は、その是正をその場で指示する。すぐに実施できない場合は、作業を中止し、対策を早急に検討する。
- ② 安全衛生会議や朝礼などで指示された事が現場で実際に行われているか、行うことが実際にできるか確認する。現場の作業実施に当たり、適度な緊張感や集中力を維持する。

### 3. 合図・確認に関する法令等

労働安全衛生法には条文による規則はありません。しかし、クレーン則の中に合図の項があり、同じく特別教育の項の中に合図の科目が定められています。また土木工事安全施工技術指針（国土交通省、平成29年3月）に合図について定めがあります。

#### 3-1 クレーン等安全規則

**第二十五条（運転の合図）** 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第一項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

**第七十一条（運転の合図）** 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第一項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

**第二百二十二条（特別の教育）** 事業者は、つり上げ荷重が一トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならない。

2 前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。

一 ～五 （略）

六 クレーン等の運転のための合図

#### 3-2 土木工事安全施工技術指針（国土交通省、平成29年3月）

##### 第2章 安全措置一般

##### 第4節 監視員、誘導員等の配置

##### 1. 監視員、誘導員等の配置

(1) 建設工事においては、現場の状況、作業の方法に応じて、適宜監視員、誘導員等を配置すること。

(2) 監視員、誘導員には、現場状況、危険防止等について十分周知を図ること。

##### 2. 合図、信号等の統一 安衛則 104、151の8、159

(1) 複数の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・誘導員等との間で、下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう、合図、信号等を統一すること。

① クレーン等の運転についての合図の統一 クレーン則 25、71 安衛則 639 安衛則 642 安衛則 642の2

②～④（略）

(2) 伝達方法は、複数の移動式受話器やトランシーバー等の相互に確認できる装置を利用する等、現場条件に適した方法をとること。

##### 3. 合図、信号の周知

(1) 新規に入場した作業員、監視員、誘導員等に対しては、当該作業に適合した合図・信号について教育すること。

(2) 毎日当該作業開始前に、定められた合図・信号についての再確認をすること。

(3) 各種標準合図信号の看板を作成し、現場内に掲示するとともに縮小版を当該機械に掲示する等により周知を図ること。

#### 参考資料：厚生労働省ホームページ

建設業労働災害防止協会：建設業労働安全衛生マネジメントシステム

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》